

国民年金からのお知らせ

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか?

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校 および各種学校(就業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で 計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉 118 万円+ {扶養親族等の数×38 万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

◆ 申請手続きが必要です・・・

学生納付特例制度を利用するには、申請をして承認を受ける必要があります。

「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入のうえ、役場住民課戸籍年金係に提出して下さい。

手続きに必要なもの

- 1) 年金手帳
- 2 印鑑
- ③ 在学証明書または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月 日の記載がある場合は裏面も含む)の写し
- ④ 雇用保険被保険者離職者証、雇用保険受給資格者証の写し (失業したことにより学生納付特例の申請を行う場合)



◆ 承認を受けると・・・

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば保険料をさかのぼって納める(追納)ことができますので、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業したら忘れずに追納してください。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆ 平成 28 年度も引き続き学生納付特例を希望する方へ・・・

学生納付特例制度により、平成 27 年度に保険料納付を猶予されている方で、平成 28 年度も引き続き在学予定の方へ、3 月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されています。同一の学校に在学されている方は、そのハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成 28 年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成 28 年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いた しますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西 1 条南 1 丁目) ☎ 0155 (25) 8113 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213



